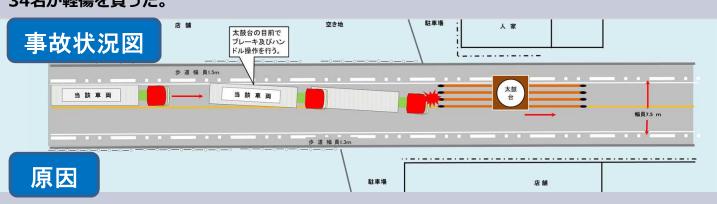
事業用自動車事故調査報告書 概要 ~トラクタ・バンセミトレーラの追突事故~ (香川県観音寺市)

事故概要

平成28年10月8日21時56分頃、香川 県観音寺市の国道11号上り線において、 トラクタ・バンセミトレーラが製材品 19,000kgを積載して走行中、進路前方 の車道を同一方向に太鼓台を引いて進行 していた秋祭りの参加者(約60名)の行 列に突っ込み、同太鼓台に衝突した。 この事故により、同太鼓台を引いていた 参加者のうち、1名が死亡し、5名が重傷、 34名が軽傷を負った。





- 運転者が、運転中に居眠りしたことから、太鼓台を引いて車道を進行していた秋祭りの参加者の行列に気付くのが遅れ、ブレーキ及びハンドルを操作したものの間に合わず、同行列に突っ込み、太鼓台に衝突したことで起きたものと考えられる。
- 運転者は、厚生労働省が定めた基準を超える長時間労働を行っており、このため疲労が蓄積し、
 集中力が低下するなどし、居眠りをした可能性が考えられる。
- ・事業者においては、運転者の運行時間の把握や過労運転防止に配慮した運行指示を運行管理者 が行っていないほか、夜間・早朝における点呼の未実施、車両の自宅への持ち帰りの黙認、点 呼記録等の記載不備等が認められ、過去に受けた行政処分後の改善も適切になされていないな ど、このような運行管理の重要性を軽視した事業者の体質が事故の背景にあると考えられる。

再発防止策

★ 事業者は、運行管理者において次の事項が確実に実施されるよう徹底する必要がある。

- ・運転者の勤務状況を把握し、改善基準告示に定める1日の拘束時間等の限度を超過しないよう 運転者の乗務管理を行うこと。
 - ・始業点呼及び終業点呼のいずれも対面で行うことができない運行を運転者に行わせる場合、 運行ごとに運行指示書を作成し、適切な指示を行うこと。
- ・点呼において、睡眠不足や疲労について確実に報告させるとともに、運行管理者自ら運転者 の健康状態等を確認し、安全な運転が可能か否かを判断すること。
- ★ 国土交通省は、運行管理の重要性を軽視していると見られる事業者が現に存在することを直視した上で今後の安全運行確保施策を検討すべきである。